

介護保険課

1 保険給付事業

(1) 被保険者の資格管理

被保険者台帳は、介護保険システムで管理しており、65歳に到達した「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満のうち要介護（支援）認定者である「第2号被保険者」、障害者支援施設入所者等の「適用除外者」及び他市町村所在施設に入所（入居）する「住所地特例者」を登録した。

また、日次処理として、死亡・転入・転出等による資格の取得・喪失や異動を行い、月次処理として65歳到達者の第1号資格取得事務を行い、被保険者証を交付した。

ア 第1号被保険者数

(単位:人)

年齢区分	前年度末現在	本年度中増	本年度中減	本年度末現在
65歳以上75歳未満	12,713			12,383
75歳以上85歳未満	9,313			9,523
85歳以上	4,203			4,370
(再掲)外国人被保険者	164			159
(再掲)住所地特例被保険者	107			97
計	26,229	1,066	1,019	26,276

イ 要介護（要支援）認定者数【令和4年3月末現在】

(単位:人)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1号被保険者	540	873	679	817	624	608	393	4,534
65歳以上75歳未満	74	116	42	85	64	57	47	485
75歳以上	466	757	637	732	560	551	346	4,049
第2号被保険者	4	14	4	11	9	7	6	55
総 数	544	887	683	828	633	615	399	4,589

(2) 介護保険料の賦課徴収

第1号被保険者の介護保険料を賦課決定し、年次分は7月に通知書を送付した。以後の新規資格取得者や、資格喪失、所得更正等により保険料が変更となった者に対しては、原則として8月以降の月初めに賦課決定し、通知書を送付した。

特別徴収対象者は、偶数月に支給される公的年金からの天引きにより保険料を徴収した。

普通徴収対象者は、7月（普徴1期）から翌年2月（普徴8期）までに分けて保険料を徴収し、必要により随期を設定した。

なお、納期限までに納付がなかったものに対しては、督促状や催告書を送付するとともに、必要に応じて財産の差押えを行い、収納率の向上に努めた。

また、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から5年度までの介護保険料額の基準月額を5,000円と定めた改正介護保険条例を令和3年4月1日に施行した。

ア 令和3年度介護保険料

所得段階	対 象 者	基準額に 対する 割合	介護保険料		年度末現在 被保険者数
			年 額	月額換算	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が80万円以下	基準額 ×0.3	18,000円	1,500円	3,633人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入等が80万円超120万円以下	基準額 ×0.5	30,000円	2,500円	2,072人
第3段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入等が120万円超	基準額 ×0.7	42,000円	3,500円	1,767人

第4段階	市民税課税世帯であるが本人が住民税非課税で、年金収入等が80万円以下	基準額 ×0.9	54,000円	4,500円	3,363人
第5段階	市民税課税世帯であるが本人が住民税非課税で、年金収入等が80万円超	基準額	60,000円	5,000円	3,883人
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2	72,000円	6,000円	4,339人
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	78,000円	6,500円	4,164人
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	90,000円	7,500円	1,719人
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額 ×1.7	102,000円	8,500円	490人
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.75	105,000円	8,750円	450人
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上	基準額 ×2.0	120,000円	10,000円	396人

※「年金収入等」は、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計をいう。

※合計所得金額については、税と異なる数値を使用して計算している場合がある。

イ 介護保険料の収納状況

(単位：円)

区 分		調定額	収入済額	うち 還付未済額	収入率	不納欠損額	未収額
特別徴収	現年	1,435,811,100	1,435,811,100	1,231,850	100.0%	0	0
	滞納	24,697,253	5,178,168	7,760	21.0%	3,872,465	15,646,620
合 計		1,568,988,323	1,541,546,437	1,273,210	98.3%	3,872,465	23,569,421

(3) 公費による低所得者に対する介護保険料の軽減

消費税増税に伴う保険料の負担を軽減するため、所得段階の第1段階から第3段階の者を対象として、基準額に対する割合を減じて保険料を減額した。

保険料の減収分は、一般会計から介護保険特別会計への低所得者保険料軽減事業繰入金により補填した。

所得段階	軽減前	軽減後	公費による軽減額
第1段階	30,000円(基準額×0.5)	18,000円(基準額×0.3)	12,000円
第2段階	42,000円(基準額×0.7)	30,000円(基準額×0.5)	12,000円
第3段階	45,000円(基準額×0.75)	42,000円(基準額×0.7)	3,000円

(4) 介護保険料の減免

ア 通常分

介護保険条例に基づき、申請のあった者に対して保険料の減免を行った。

区 分	決定者数
(ア) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。	1人
(イ) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。	0人
(ウ) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	0人
(エ) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由による著しく減少したこと。	0人

(ホ) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要とあると認めるとき。	0 人
------------------------------------	-----

イ 新型コロナウイルス感染症分

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った者や、事業収入等が減少した者に対して、前年度に引き続き保険料の減免を行った。

区 分	決定者数	減免額
(ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った者	1 人	15,000 円
(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者の事業収入等が前年よりも3割以上減少した者	13 人	560,530 円
計	14 人	575,530 円

(5) 保険給付の制限

要介護（支援）認定を受けた第1号被保険者が保険料を1年以上滞納した場合に、介護サービスに係る保険給付の制限措置を行った。

保険料滞納期間	給 付 制 限 内 容	対象者数			
		前年度末 現在	本年度中		本年度末 現在
			開始	終了	
1年以上	保険給付の支払方法変更	0 人	0 人	0 人	0 人
1年6か月以上	保険給付の支払一時差止	0 人	0 人	0 人	0 人
2年以上 〔納付相談等のある場合を除く。〕	保険給付の減額	8 人	6 人	11 人	3 人

(6) 介護保険サービス受給者数（令和4年3月）

ア 居宅介護（介護予防）サービス

（単位：人）

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第1号被保険者	243	509	752	496	626	382	218	106	1,828	2,580
第2号被保険者	2	13	15	5	6	6	4	2	23	38
総 数	245	522	767	501	632	388	222	108	1,851	2,618

イ 地域密着型（介護予防）サービス

（単位：人）

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第1号被保険者	0	1	1	74	101	83	28	35	321	322
第2号被保険者	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
総 数	0	1	1	74	102	83	28	35	322	323

ウ 施設介護サービス

（単位：人）

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
介護老人福祉施設	0	0	0	0	2	98	220	168	488	488
介護老人保健施設	0	0	0	20	59	67	75	43	264	264
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	2	1	3	3
介護医療院	0	0	0	0	0	0	6	5	11	11
総 数	0	0	0	20	61	165	303	217	766	766

(7) 「介護保険負担限度額認定証」の交付

介護保険施設に入所（院）又は短期入所する場合の食費・居住費等について、住民税非課税世帯のうち預貯金等が一定以下の者に対して、利用者負担限度額を決定して認定証を交付するとともに、特定入所者介護（予防）サービス費を支給した。

1日当たりの負担限度額

利用者負担段階区分		食費	居住費等		年度末現在認定者数	
					旧措置分	一般分
第 1 段階	・生活保護受給者 ・本人、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者	300 円	ユニット型個室	820 円	0 人	23 人
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	490 円 (320 円)		
			多床室	0 円		
第 2 段階	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下	390 円 [短期入所は 600 円]	ユニット型個室	820 円	1 人	216 人
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	490 円 (420 円)		
			多床室	370 円		
第 3 段階 ①	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が 80～120 万円	650 円 [短期入所は 1,000 円]	ユニット型個室	1,310 円	0 人	146 人
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	1,310 円 (820 円)		
			多床室	370 円		
第 3 段階 ②	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超	1,360 円 [短期入所は 1,300 円]	第 3 段階①と同じ		0 人	307 人
合計					1 人	692 人

() 内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合

(8) 高額介護（予防）サービス費の支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同一世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合算）して上限額を超えた時に、申請により超えた額を支給した。

利用者負担段階区分	上限月額
生活保護の受給者	世帯・個人 15,000円
住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者	個人 15,000円
一般（住民税課税世帯）	世帯 44,400円
課税所得 145万円以上 380万円未満	世帯 44,400円
課税所得 380万円以上 690万円未満	世帯 93,000円
課税所得 690万円以上	世帯 140,100円

(9) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合、介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8月から翌年7月まで）の自己負担額を合算して限度額を超えた時に、申請により超えた額を支給した。

(10) 利用者負担額の減免

ア 「訪問介護利用者負担額減額認定証」の交付

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、減額の条件に該当する者に対して認定証を交付した（令和3年度交付者：5人）。

イ 「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付

生計困難者が、社会福祉法人等が提供する減免対象となる介護保険サービスを利用する場合において、その介護サービス利用に伴う利用者負担の一部を法人の負担で減免する制度を利用する者に対して、確認証を交付した（令和3年度交付者：7人）。

(11) 介護給付費適正化事業

適切なサービス提供と費用の効率化を図るため、介護給付の適正化に向けた取組みを行った。

ア 要介護認定の適正化

認定調査の内容について、認定事務員による点検及び確認を行った（2,518件）。

イ ケアプラン点検

介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容を点検した（53件）。

ウ 住宅改修等の点検

住宅改修は、書面点検を行うとともに、必要に応じて工事内容や施工状況について現地点検を行った。また、福祉用具貸与は、用具の必要性や利用状況等を点検した（住宅改修の現地点検 21件）。

エ 医療情報との突合・縦覧点検（兵庫県国民健康保険団体連合会への委託により実施）

医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求を点検した。また、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認した。

オ 介護給付費の通知

介護保険サービスの利用者に対して、事業所からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を年2回送付することで、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を図った。

(12) 介護保険運営協議会

介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、介護保険法の目的に基づき円滑かつ適切に行われることに資することを目的に、市長の附属機関として三木市介護保険運営協議会を設置した。

ア 委員の委嘱

委員数 16人

委嘱期間 令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

イ 会議の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により未開催

2 認定審査事業

(1) 要介護認定事業

要介護認定申請により、訪問調査や主治医意見書を基に介護認定審査会を開催し、審査判定を行った。

ア 介護認定審査会

委員数 24人

合議体数 4合議体

開催回数 98回（毎週火曜日、木曜日）

審査件数 1回当たり30～45件

委員構成 医療関係12人、保健関係6人、福祉関係6人

イ 要介護認定判定状況

（単位：件）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新 規	110	122	143	100	112	139	140	137	112	117	137	125	1,494
更 新	199	231	258	194	210	275	193	222	227	241	303	242	2,795
特例延長	42	92	94	64	90	116	70	66	101	85	123	96	1,039
変 更	19	17	32	22	22	27	30	20	24	19	24	34	290
計	328	370	433	316	344	441	363	379	363	377	464	401	4,579

※ 特例延長とは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し出により、認定調査等を実施せず、従来の認定期間を12カ月延長し、更新とみなしたものの。

ウ 介護認定調査件数

(単位：件)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
市調査員	145	145	175	122	155	164	147	137	150	157	131	160	1,788
委託調査員	140	139	129	122	149	150	147	144	175	171	137	105	1,708
計	285	284	304	244	304	314	294	281	325	328	268	265	3,496

エ 主治医意見書作成件数

(単位：件)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
新 規	124	139	144	110	163	148	146	153	138	155	120	158	1,698
継 続	149	173	135	146	168	138	159	149	192	165	151	118	1,843
計	273	312	279	256	331	286	305	302	330	320	271	276	3,541

(2) 居宅介護（介護予防）住宅改修費給付状況

区分	工 事 内 訳					合 計			保険給付額 (円)
	手摺 取付	段差 解消	床材 変更	扉 取替	便器 取替	件数 (件)	工 事 費 用 (円)	左のうち対象額 (円)	
4 月	34	12	4	4	1	38	4,018,618	3,577,760	3,202,263
5 月	24	6	3	3	0	27	5,128,613	3,216,858	2,852,116
6 月	26	5	1	1	1	26	3,192,293	2,954,541	2,568,230
7 月	29	10	1	4	0	33	4,303,952	3,581,875	3,130,225
8 月	25	6	2	2	2	27	3,979,667	3,419,664	2,844,086
9 月	25	7	1	6	1	27	4,644,501	3,625,539	3,152,901
10 月	27	6	1	3	0	27	3,710,949	2,818,039	2,518,824
11 月	34	9	1	5	1	38	4,439,878	3,895,192	3,394,037
12 月	35	5	1	1	0	36	3,264,844	3,110,919	2,652,582
1 月	33	14	1	2	0	38	4,096,225	4,002,631	3,399,205
2 月	28	8	2	2	0	29	2,923,590	2,768,898	2,321,011
3 月	36	10	4	5	1	37	5,417,805	4,169,262	3,707,344
計	356	98	22	38	7	383	49,120,935	41,141,178	35,742,824

(3) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費給付状況

区分	福祉用具内訳					合 計			保険給付額 (円)
	腰掛 便座	自動排泄 処理装置 の交換可 能部品	入浴 補助 用具	簡易 浴槽	移動用 リフト つり具	件数 (件)	購 入 費 用 (円)	左のうち 対象額 (円)	
4 月	12	0	17	0	0	29	824,425	824,425	737,494
5 月	9	0	14	0	0	23	694,863	694,863	615,502
6 月	8	0	15	0	0	23	574,160	574,160	510,899
7 月	5	0	21	0	0	26	619,450	619,450	553,043
8 月	4	0	12	0	1	16	641,808	618,313	549,617
9 月	9	0	17	0	0	25	722,469	714,680	638,750
10 月	8	0	20	0	0	27	875,505	875,505	787,954
11 月	8	0	16	0	0	23	737,015	698,635	628,771
12 月	11	0	29	0	0	38	997,455	988,935	869,773
1 月	7	0	18	0	0	24	729,230	729,230	644,910
2 月	11	0	18	0	0	27	699,925	699,925	625,560
3 月	5	0	12	0	0	15	475,697	475,697	378,659
計	97	0	209	0	1	296	8,592,002	8,513,818	7,540,932

(4) 住宅改造助成事業

高齢者が住み慣れた家で自立した生活を送れるよう、手すりの取り付けや屋内の段差解消などの改造を行った場合に、工事費用の一部を助成した。

一般型 39 件 助成額 4,955,000 円

特別型 7 件 助成額 687,000 円

ア 一般型支給状況

区分	工事箇所内訳						合 計			支給額 (円)
	浴室・洗面所	便所	玄関	廊下・階段	居室	台所	件数 (件)	工事費用 (円)	左のうち 対象額 (円)	
4 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 月	1	0	1	1	0	0	1	230,670	191,580	75,000
6 月	3	2	1	1	0	0	3	2,649,323	1,063,543	375,000
7 月	2	0	0	0	0	0	2	2,235,200	711,929	300,000
8 月	1	0	0	0	0	0	1	994,000	400,000	150,000
9 月	5	5	3	2	0	0	5	4,951,439	1,486,350	600,000
10 月	4	3	4	1	0	0	4	5,913,873	1,535,931	490,000
11 月	2	1	1	1	0	0	3	5,343,825	1,050,910	375,000
12 月	3	3	1	1	0	0	5	6,077,500	1,682,518	640,000
1 月	5	3	1	1	0	1	5	6,821,000	1,789,045	675,000
2 月	6	6	5	2	0	0	7	8,047,815	2,620,640	900,000
3 月	2	0	1	0	0	0	3	4,286,538	967,420	375,000
計	34	23	18	10	0	1	39	47,551,183	13,499,866	4,955,000

イ 特別型支給状況

区分	工事箇所内訳						合 計			支給額 (円)
	浴室・洗面所	便所	玄関	廊下・階段	居室	台所	件数 (件)	工事費用 (円)	左のうち 対象額 (円)	
4 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 月	0	1	1	1	0	0	1	1,250,000	286,031	143,000
10 月	1	1	2	0	0	0	2	1,600,280	463,713	154,000
11 月	0	1	0	0	0	0	1	3,688,401	100,000	33,000
12 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 月	1	2	3	2	0	0	3	2,352,523	815,122	357,000
計	2	5	6	3	0	0	7	8,891,204	1,664,866	687,000

(5) 介護福祉士資格取得支援事業

介護職員の資質向上及び人材育成を図るため、介護福祉士資格の取得に要する費用の一部を助成した。

助成対象者：7 人 助成額：396,000 円

(6) 介護保険事業所の指定業務

ア 新規指定

介護保険法に基づき、介護保険事業所の新規指定を行った。

サービス種別	事業所名	指定年月日	有効期限
認知症対応型通所介護	早川デイサービスげんき倶楽部	R3. 10. 1	R9. 9. 30

イ 指定更新

介護保険法に基づき、介護保険事業所の指定更新を行った。

サービス種別	事業所名	指定年月日	有効期限
地域密着型通所介護	デイサービスセンター音結奏	R3. 5. 1	R9. 4. 30
地域密着型通所介護	デイサービスまごころ	R3. 9. 1	R9. 8. 31
居宅介護支援	風蘭居宅介護支援センター	R3. 11. 1	R9. 10. 30
居宅介護支援	りんどうの里居宅介護支援事業所	R4. 2. 1	R10. 1. 31
認知症対応型通所介護	グループホームゆうわの家	R4. 3. 1	R10. 2. 29

(7) 介護保険事業所の指導監査業務

介護給付費等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業所に対して実地指導を行った。

なお、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置期間中については、感染防止の観点から延期等の対応をとったため、例年よりも実施件数は減少した。

ア 地域密着型サービス事業所

番号	実施日	サービス種別	事業所名	指摘事項等
1	R3. 6. 30	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム「いぶき」	運営に関する事項
2	R3. 11. 15	地域密着型通所介護	デイサービスセンター音結奏	運営及び人員に関する事項
3	R4. 1. 14	認知症対応型共同生活介護	グループホームゆうわの家	運営に関する事項

(8) 介護保険事業者集団指導事業

適正な介護保険事業運営の確保を目的として、令和4年度介護報酬改定及び介護保険事業者における法令遵守、主な届出、実地指導での留意事項についての集団指導(説明会)を実施した。

実施日時：令和4年3月14日～3月28日

実施方法：動画配信形式(YouTube 限定公開)

対象者：三木市指定地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者(45事業者)

(9) 高齢者福祉施設整備事業

「多世代の住民が快適で、いつまでも住み続けられるまち」をコンセプトにした「青山7丁目団地再耕プロジェクト」区域内に、高齢者福祉施設を整備運営する民間事業者を公募した。

公募期間：令和3年8月30日～令和3年9月30日

決定事業者：社会福祉法人 すみれ福祉会

3 介護予防事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的に、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進した。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた者、基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象に、自立支援を目指したサービスを提供した。

(7) 訪問型サービス（従前相当・緩和）

要支援者等に対し、掃除等の家事を中心に生活支援を行った。

「みっきい☆家事ヘルパー（兵庫県介護予防・生活支援員）養成研修」を開催した。

実施回数 1回

参加人数 17人

訪問型サービス利用件数

（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
251	235	241	244	250	251	253	253	253	254	250	247	2,982

(4) 通所型サービス（従前相当）

要支援者等に対し、交流・運動・入浴等を主な目的とした支援を行った。

通所型サービス利用件数

（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
224	237	222	225	233	232	233	237	233	239	236	237	2,788

(6) その他生活支援サービス

栄養改善や見守りを目的とした配食サービスを行った。

利用登録者数 106人

利用実人員 91人

年間延べ利用数 14,324食

(エ) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが介護予防・生活支援サービスのみを利用する利用者に対し、ケアプランを作成した。

実施件数 2,481件

イ 一般介護予防事業

年齢や心身の状況等によって分け隔てすることのない、住民が運営する通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場を継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、介護予防の機能強化を図った。

(7) 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行った。

事業名	回数（回）	参加延人数（人）
高齢者健康教育	56	416
高齢者健康相談	33	73
転倒骨折予防教室	12	163
地域介護予防教室	10	149
介護予防講座	12	220
健康プール運動指導	271	871
トレーニングルーム運動指導	75	138
高齢者屋内プール利用助成		7,857

※介護予防講演会兼サポーター研修会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(4) 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行った。

事業名	回数（回）	参加延人数（人）
みっきい☆いきいき体操自主教室育成事業	39	433
みっきい☆いきいき体操自主教室支援事業	366	3,735
自主教室における運動機能測定	56	504
頭すっきり教室（にほ）	12	156
高齢者ボランティアポイント事業	287	287

(ウ) 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげるため基本チェックリストを実施した。

(単位：人)

年 齢	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85-89 歳	90 歳以上	計
実施数	77	235	313	242	103	19	989

ウ 生活支援体制整備事業

誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めるため、日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、情報共有や連帯強化の場として「暮らし・生活部会（第 2 層協議体）」の設置を推進した。また、市全域を対象として、広域的な取組を行う「三木市生活支援体制整備推進協議会（第 1 層協議体）」を開催し、地域の支え合い体制づくりを推進した。

(2) 任意事業

ア 家族介護教室

高齢者を介護している者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術習得のための教室を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

イ 住宅改修理由書作成等助成事業

介護保険法等に基づき、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した介護支援専門員等に対し、作成手数料を交付した。

理由書作成件数 59 件

ウ 配食サービス

調理が困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に、定期的な配食サービスを行い、併せて安否確認を行った。

利用登録者数 220 人

利用実人員 156 人

年間延べ利用数 14,502 食

エ 介護用品支給事業

介護者又は在宅高齢者の精神的、経済的負担の軽減を図るために、紙おむつや尿とりパッドの介護用品を支給した。

利用実人員 (支給) 13 人 (購入支援) 2 人

オ 家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放するため、介護者相互の交流の機会を提供し、心身の元気回復を図った。

実施回数 9 回

参加延べ人数 52 人

カ 認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業

認知症高齢者等の見守りと行方不明時の早期発見を目的に、協力機関を募り、事前登録による一人ひとりの見守り体制の構築、認知症高齢者等の家族への支援の充実を図った。

登録者数 36 人

協力機関数 114 事業所

新規登録者数 16 人

キ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを養成するための講座を開催した。

実施回数 5 回

参加人数 189 人

(3) 在宅福祉サービス

ア 軽度生活支援事業

家の周りの手入れなどのサービスを行い、ひとり暮らしや高齢者世帯の生活を支援した。

利用登録者数 202 人
利用実人員 170 人
委託先 三木市シルバー人材センター

イ 訪問理容サービス

寝たきりや車椅子等利用者と、外出が困難な高齢者に対して、居宅で理容サービスを受けるための理容師の訪問に補助を行った。

利用回数限度 年間 4 回まで
利用登録者数 84 人
利用実人数 65 人
年間利用回数 153 回

ウ 外出支援サービス

寝たきりや車椅子等の利用者に対し、医療機関や必要施設等に外出しやすいように、リフト付タクシーの利用サービスの補助を行った。

利用登録者数 79 人
利用実人員 48 人
年間利用回数 359 回

エ 緊急通報サービス等

ひとり暮らしの高齢者等の安全確保のため、緊急通報システム又は福祉電話の整備を行った。

(単位：件)

貸 与	本年度設置件数	本年度撤去件数	年度末設置件数
緊急通報システム	21	21	137
福祉電話	0	3	8

(4) 成年後見支援センター

成年後見支援センターにおいて、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分自身では契約や財産管理が難しい人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、成年後見制度に関する相談を受け付けた。

委託先：三木市社会福祉協議会

ア 相談件数

(単位：件)

三木	三木南	別所	志染	細川	口吉川	緑が丘	自由が丘	青山	吉川	市外	その他	合計
28	1	6	4	0	0	17	10	7	4	15	14	106

イ 相談内容（複数回答含む）

(単位：件)

権利侵害	金銭管理等	財産管理	申立て手続き	医療事項	後見人候補者	今後の生活設計	事業について	制度について	その他	合計
0	1	26	46	5	20	25	1	88	11	223

ウ 普及啓発

映像で学ぶはじめての成年後見制度 10 回
成年後見制度を知る市民講座 3 回
出前説明会 1 回
センター概要説明 2 回
成年後見人情報交換会 1 回
成年後見・権利擁護セミナー 1 回
広報誌、ホームページ掲載 随時

(5) 高齢者ファミリーサポートセンター

高齢者が、住み慣れた地域で安全安心な生活を送れるように、生活の援助を必要とする高齢者と、できる範囲で手助けしたい方がお互いに会員登録し、地域で支え合う社会を目指し、高齢者の自立生活を支援した。

委託先：三木市社会福祉協議会

ア 会員登録者数

協力会員登録者数 54 人

依頼会員登録者数 243 人

両方会員登録者数 8 人

イ 活動実績

活動回数 1,058 回

活動時間 1,467.50 時間

地区別活動回数

(単位：回)

三木	三木南	別所	志染	細川	口吉川	緑が丘	自由が丘	青山	吉川	合計
285	134	7	26	3	0	192	339	61	11	1,058

(6) 認知症早期受診促進事業

認知症の疑いのある方の早期受診につなげることを目的に、65 歳以上の町ぐるみ健診申込者を対象に認知症予防健診受診票を送付した。また、健診受診者で認知症の疑いのある方には医療機関への受診勧奨を行った。

(単位：人)

実施人数	健診結果			
	異常なし	経過観察	判定不能	疑いあり (受診勧奨)
2,674	2,525	23	37	89

4 地域包括支援センター

(1) 予防給付に関するマネジメント業務と介護予防ケアマネジメント業務

指定介護予防支援事業者として、要支援者(要支援 1・要支援 2 に認定された方)の介護予防ケアプランと、介護予防・日常生活支援総合事業における要支援者及び事業対象者の介護予防ケアマネジメント(第 1 号介護予防支援事業)の介護予防ケアプランを作成した。

令和 3 年度 介護予防支援計画作成件数

(単位：件)

実施月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
地域包括 支援センター	195	192	201	204	202	198	206	201	206	207	206	205
新規	(2)	(2)	(7)	(8)	(3)	(3)	(9)	(7)	(8)	(5)	(8)	(6)
事業者 委託件数	505	500	516	516	509	510	524	535	526	528	522	519
新規	(10)	(12)	(26)	(17)	(13)	(19)	(16)	(24)	(19)	(19)	(16)	(12)
連携	(12)	(12)	(22)	(17)	(12)	(17)	(14)	(24)	(15)	(21)	(16)	(12)
合計	700	692	717	720	711	708	730	736	732	735	728	724
新規	(12)	(14)	(33)	(25)	(16)	(22)	(25)	(31)	(27)	(24)	(24)	(18)
連携	(12)	(12)	(22)	(17)	(12)	(17)	(14)	(24)	(15)	(21)	(16)	(12)

令和 3 年度 介護予防ケアマネジメント計画作成件数

(単位：件)

実施月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
地域包括 支援センター	75	77	77	82	75	83	76	74	73	68	68	63
新 規	(6)	(2)	(4)	(5)	(2)	(1)	(3)	(6)	(3)	(1)	(1)	(0)
事 業 者 委 託 件 数	150	149	146	144	153	161	156	149	155	149	154	158
新 規	(4)	(5)	(5)	(5)	(12)	(13)	(10)	(5)	(6)	(9)	(11)	(4)
連 携	(5)	(5)	(5)	(6)	(9)	(13)	(9)	(5)	(7)	(10)	(10)	(4)
合 計	225	226	223	226	228	244	232	223	228	217	222	221
新 規	(10)	(7)	(9)	(10)	(14)	(14)	(13)	(11)	(9)	(10)	(12)	(4)
連 携	(5)	(5)	(5)	(6)	(9)	(13)	(9)	(5)	(7)	(10)	(10)	(4)

(2) 総合相談・支援業務

高齢者の相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の関係機関、又は制度の利用につなげる等の支援を行った。

内 容	人 数
総合相談	延べ 4,985 人

(3) 権利擁護業務

専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために成年後見制度の利用等の支援を行った。

内 容	人 数
権利擁護相談 成年後見相談	延べ 101 人
虐待相談	延べ 199 人

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における連携・協働の体制作りや個々の介護支援専門員に対する支援を行った。

ア 地域ケア会議

地域の多様な関係者と協働し、介護支援専門員のケアマネジメントを通じて、高齢者の生活を地域全体で支援することを目的とした個別ケースの会議である。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大状況から各種団体と協議して開催を中止し、地域で行う「ご近所会議」のみ開催した。また、事務局で次年度に向けて会議の内容や地域課題の抽出方法などを検討した。

開催内容	ご近所会議 6 件
------	-----------

イ 三木市支援ケアマネ連絡会（ケアマネジャーへの情報提供など）

開 催 日	内 容	人数
R3. 6. 11	コロナウイルス感染拡大防止の緊急事態宣言をうけ開催中止 介護保険課の体制、連絡事項等は各事業所に文書配布にて対応	-
R3. 10. 27	介護保険課及び医療・介護連携支援センターからの連絡事項、地域ケア会議・主任 CM 連絡会、認知症施策、介護支援専門員の異動について	48 人
R4. 3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止 連絡事項等は各事業所に文書配布にて対応	-

ウ 各地区支援ケアマネ連絡会（研修会、情報交換会など）

【南部地区】（志染、青山、緑が丘、自由が丘）

開 催 日	内 容	人数
R3. 12. 9	ケアマネのストレス解消について、事例検討	19 人

【西部地区】（三木、三木南、別所）

開催日	内 容	人数
R3. 6. 1	介護保険制度改正について（オンライン会議）	23 人

【東部地区】（吉川、口吉川、細川）

開催日	内 容	人数
R4. 2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため未開催	－

エ 三木市主任介護支援専門員連絡会

介護支援専門員同士の連携、個々の介護支援専門員に対する支援、主任介護支援専門員の専門性の向上を図るため連絡会を行った。

開催日	内 容	人数
R3. 5. 21	・主任介護支援専門員実践活動報告会 伝達講習 ・中長期の主任介護支援専門員連絡会の活動目標（オンライン）	21 人
R3. 8. 20	新型コロナ感染ウイルス感染拡大防止の緊急事態宣言を受け開催中止	－
R3. 11. 19	三木市主任介護支援専門員連絡会の振り返り、今後の活動	12 人
R4. 2. 18	地域ケア会議、R4 年度の活動内容（オンライン）	17 人

(5) 認知症施策の推進

ア 認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人や家族に早期に関わり、早期受診・早期対応に向けた支援を行った。

チ ャ ッ ク 組 成	市の社会福祉士、保健師等の職員と大村病院の認知症の専門医及び精神保健福祉士、作業療法士等の専門職、認知症サポート医
検 討 委 員 会	1 回（文書配布）
チ ャ ッ ク 員 会 議	10 回
新 規 対 応 数	20 人

イ 頭の健康チェック

(ア) タッチパネルを利用した頭の健康チェック

タッチパネルパソコンとの対話形式による簡易もの忘れテスト（物忘れ相談プログラム）を活用し、認知症の早期発見、相談を行った。

相談形式	場所・時間	内 容	相談者数
個別相談	市役所本庁 予約制（第 3 木曜日、随時対応）	20 分程度の記憶力チェック 結果説明、健康相談	62 人
	西部サブセンター 予約制（第 3 水曜日、随時対応）		47 人
	吉川サブセンター 予約制（木曜日、随時対応）		15 人
出前相談	地域のサロン 個別訪問	個別対応 5 分程度の記憶力チェック 結果説明等	14 人

(イ) 頭すっきり教室

認知症予防健診の結果、軽度認知障害（MCI）の疑いのある方等を対象に、頭の体操や脳トレを行う教室を開催予定だったが、令和 3 年度は新型コロナウイルス拡大防止のため、集団教室の開催は中止した。対象者へは個別対応でタッチパネルを活用した頭の健康チェックを勧奨するとともに、随時相談を行った。

(カ) みっきい☆頭すっきりクラブの活動

会名(発足時期)	参加実人数	活動場所	活動日
わかば会 (H29. 11)	18 人	ハートフルプラザみき	毎月 3 回(水曜)
すみれ会 (H30. 4)	9 人	ハートフルプラザみき	毎月 3 回(木曜)
ほほえみ会(H30. 4)	9 人	吉川健康福祉センター	毎月 2 回(金曜)
すいよう会(H31. 4)	8 人	ハートフルプラザみき	毎月 2 回(水曜)
れいわ会 (R1. 12)	10 人	ハートフルプラザみき	毎月 2 回(水曜)
弥生会 (R3. 3)	7 人	ハートフルプラザみき	毎月 3 回(火曜)

(6) 在宅医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療機関と介護事業所の関係者の連携を推進した。

ア 三木市在宅医療・介護連携推進会議

開催日	会 議	内 容
R3. 8. 4	第 1 回 三木市在宅医療・介護連携推進会議および幹事会	令和 2 年度報告及び令和 3 年度計画
R4. 3. 15	第 2 回 三木市在宅医療・介護連携推進会議および幹事会	令和 3 年度報告及び令和 4 年度計画

(参加者) 三木市医師会、三木市歯科医師会、三木市薬剤師会、兵庫県歯科衛生士会北播磨支部三木地区、兵庫県理学療法士協会北播磨・丹波ブロック、高齢者ケア研、三木市在宅ケアチーム、病院地域医療連携室、三木市社会福祉協議会、在宅介護支援センター、加東健康福祉事務所

イ 医療・介護連携のための連絡会

開催日	内 容	人数
R3. 11. 24	ケアマネと地域連携室オンライン連絡会 「コロナ禍での連携 ケアマネと地域連携室で話し合おう！」	17 人

(参加者) 居宅介護支援事業所、病院地域連携室

ウ 多職種連携研修会

開催日	内 容	人数
R3. 6. 22	多職種により情報交換会 (ZOOM によるオンライン)「新型コロナウイルス 今後の在宅支援について話し合おう！」	24 人

(参加者) 介護保険事業所